**町村の将来のあり方に関する勉強会「財政シミュレーション」**

令和５年５月

**１．シミュレーションの概要**

● 期間…**R４年度から15年間（R18年度まで）。**

● 会計…**普通会計（一般会計＋公営事業会計を除く特別会計）。**

● 費目…歳入・歳出、**全ての費目**について推計。

● 推計ルール…全団体**共通のルール**に基づき、**年度ごとに推計**（「２．推計方法」参照）。

**○R３年度決算をベースとして、（推計）人口と連動して推計する。**

**○人口と直接連動しない費目は変動率等を参考に推計する。**

**○経済状況に左右される等、推計が困難なものは仮定値を算出し、期間中**

**横置きとする。**

○**前述の仮定値及び変動率等は、R３年度決算額又は直近の３か年（※）の実績額の**

**平均値を用いる。※例外あり**

● 人口推計…**社人研将来推計人口（H30推計）を使用。**

→2015年の国調をベースに、2020～2045年まで**５年刻み**に推計。

（具体例）５年間の増減を５で除し、各年の推計人口を算出する。

　　　　　　　　　 **2015**  16 17 18 19 **2020** 21 22 23 24 **2025** 26 27 28 29  **2030** 31 32 　33 34　**2035**

0～4歳　**800** 780 760 740 720 **700** 670 640 610 580 **550** 540 530 520 510 **500**  540 530 520 510 **450**

…

(800-700)/５＝20

20人ずつ減少すると仮定

85~89歳

90歳以上 以下、同様の計算で仮定

※各団体が別途作成している推計人口の使用も可。

※人口推計においてR2国調人口への置き換え等は行わない。

● 成果物のクレジット…町村と府が連名で作成

　　　　　　　　　　　　　→府は考え方や推計様式を提供、町村は個別データを提供

● 新型コロナの影響…以下の理由から**R４以降の推計において影響は反映しない**。

・R３決算をベースとするため、コロナの影響は発射台には反映済み。

・R３における新型コロナ対策（感染防止・生活支援・経済維持等）

の大部分に臨時交付金を充当しており、市町村の負担は限定的。

**２．推計方法**

● **歳入**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 人口連動 | シミュレーション方法 |
| 地方税（市町村税） | 個人市町村民税 | ○ | 年齢区分に応じた直近の納税義務者数・市町村民税額（R3）を掛け合わせて算出した額をベースとして、年齢区分別人口の変動率を乗じて各年度算出する。 |
| 法人市町村民税 | × | 直近３年間（R1～R3）の決算収入額の平均値に税率引下げ※の影響を反映させた数値をR4以降横置きとする。※税率引下げの割合超過税率を採用している団体は、超過税率適用後の税率の割合を反映する。※税率引下げ影響の反映手法引下げ前ベースの数値を試算したのち、引下げ割合を乗ずる。 |
| 固定資産税 | × | ■土地・家屋評価替え後の３年間を一つの推計単位とし、土地・家屋別に直近３年間（R3～R5）の決算収入額の平均値にその直前３年間（H30～R2）の平均値からの変動率を乗じて、以降３年ごとに推計する。【考え方】・R4及びR5については、R3と同額と仮定する。・変動率が増加傾向となっている場合は横置きとする。■償却資産・国有資産等所在市町村交付金直近３年間（R1～R3）の決算収入額の平均値をR4以降横置きする。 |
| 都市計画税 | × | 評価替え後の３年間を一つの推計単位とし、土地・家屋別に直近３年間（R3～R5）の決算収入額の平均値にその直前３年間（H30～R2）の平均値からの変動率を乗じて、以降３年ごとに推計する。【考え方】・R4及びR5については、R3と同額と仮定する。・変動率が増加傾向となっている場合は横置きとする。 |
| 軽自動車税 | ○ | 直近の決算収入額（R3）をベースに20歳以上人口の変動率を乗じて各年度算出する。 |
| たばこ税 | ○ | 直近の売渡本数（R3）に税率を乗じたものをベースに20歳以上人口の変動率を乗じて各年度算出する。 |
| その他（税） | × | 直近３年間（R1～R3）の決算収入額の平均値をR4以降横置きとする。【該当税目】入湯税、事業所税、特別土地保有税 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 譲与税・交付金等 | 地方消費税交付金 | ○ | ■交付額計（総枠）直近の府内市町村交付額計（R3）をベースとして、R4以降横置きする。 |
| ■交付額上記により算出した総枠のうち従来分については人口及び従業員数により、社会保障財源分については人口により、各年度按分する。各年度の従業員数は、経済センサス基礎調査（H26）をベースに、20歳以上の人口の変動率を乗じて算出する。 |
| 法人事業税交付金 | ○ | ■交付額計（総枠）直近３年間の府の法人事業税決算額（R1～R3、標準税率相当分のみ）の平均値をR4以降横置きする。 |
| ■交付額上記により算出した総枠について、法令に定められた交付率や交付基準により各年度按分する。交付基準となる各年度の従業者数は、従業員数は、経済センサス基礎調査（H26）をベースに、20歳以上の人口の変動率を乗じて算出する。 |
| その他 | × | 各税目合計の直近３年間（R1～R3）の決算収入額の平均値をR4以降横置き。ただし、地方譲与税のうち森林環境譲与税については、将来の予算規模をベースに、交付基準に従って各年度按分する。交付基準のうち、人口については推計人口を用いることとし、私有林人工林面積及び「林業就業者数については一定と仮定する。【該当税目】地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、軽油引取税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、自動車取得税交付金・自動車税環境性能割交付金・軽自動車税環境性能割 |
| 普通交付税(臨財債を含む) | × | 直近の実績額(普通交付税額＋臨財債発行実績額・R3)をR4以降横置きとする。ただし、12月追加交付分の内臨財債償還基金費は横置額から控除する。【考え方】・R4以降は全額普通交付税で措置されると仮定する。・前年度から相当程度（概ね20％）の増減がある場合は個別に判断する。 |
| 特別交付税 | × | 直近３年間（R1・R2・R3）の実績額の平均値をR4以降横置きとする。【考え方】・前年度から相当程度（概ね20％）の増減がある場合は個別に判断する。 |
| 分担金及び負担金 | × | 直近３年間（R1～R3）の決算額の平均値をR4以降横置きとする。【考え方】・1事業あたり1千万円以上の建設事業は平均値計算から控除する。・R4以降に実施する大規模事業分は個別に加算する。 |
| 使用料・手数料 | × | 直近３年間（R1～R3）の決算額の平均値をR4以降横置きとする。 |
| 国・府支出金 | × | シミュレーションに基づく各年度の費目別歳出額に当該費目に応じた国・府支出金割合を乗じ、その合計額を算出する。【考え方】各費目の推計のベースと同期間の割合の平均値を用いて算出する。　・R3単年度→　R3割合　・直近３年間（R1～R3）→３年平均割合 |
| 財産収入 | × | 直近３年間（R1～R3）の決算額の平均値をR4以降横置きとする。 |
| 繰入金（財調除く） | × | 原則計上しない。大規模事業により多額の特定目的基金の取崩しを行う場合、個別対応。 |
| 繰入金（財調） | × | シミュレーションに基づく各年度の収支差額を計上する（赤字の場合のみ）。 |
| 繰越金 | × | シミュレーションに基づく前年度の収支差額を計上する(黒字の場合のみ)。 |
| 諸収入 | × | 直近３年間（R1～R3）の決算額の平均値をR4以降横置きとする。 |
| 地方債（臨財債除く） | × | シミュレーションに基づく各年度の普通建設事業費に、直近の３年間（R1～R3）の普通建設事業に対する地方債の割合（決算ベース）を乗じて算出する。 |
| 寄附金（ふるさと納税） | × | R3実績額をR4以降横置きする。 |
| 寄附金(ふるさと納税以外) | × | 直近３年間（R1～R3）の決算額の平均値をR4以降横置きとする。 |

● **歳出**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 人口連動 | シミュレーション方法 |
| 人件費 | × | ■退職手当・1人あたりの退職金額（直近（R3）の実績値をR4以降横置き）に各年度の定年退職者見込数を乗じる。※定年延長の要素も加味する。※定年退職以外の退職については計上しない。・会計年度任用職員については、直近（R3）の実績額をR4以降横置きする。■給与等・1人あたりの職員単価（直近（R3）の実績値をR4以降横置き）に各年度の職員数（R3職員数をR4以降横置き※）を乗じる。※ただし、現時点で計画を上回る職員数があり、今後退職不補充で調整していくことが予想される団体については、職員数の見通しを反映する。・会計年度任用職員については、直近（R3）の実績額をR4以降横置きする。 |
| 物件費 | × | R3の決算額に直近３年間（H28・H29・R1）の伸び率平均を乗じる。【考え方】・消費税率引上げの影響を排除するため、R1下期の税率を8％に換算する。その際、課税対象とならない非常勤職員の賃金分は控除する。（H30・R2・R3の除外について）・H30は大阪北部地震の関係で、R2・R3は新型コロナウイルス感染症の関係で、数値が相当程度増加している団体があるため除外する。 |
| 維持補修費 | × | 直近３年間（R1～R3）の決算額の平均値をR4以降横置きとする。 |
| 扶助費 | × | R3の決算額に直近３年間（R1～R3）※の伸び率平均をR7まで乗じ、R8以降は横置きとする。【対象分野と推計単位】・社会福祉費及び老人福祉費、児童福祉費及び教育費、生活保護費、衛生費、その他に区分【考え方】・各費目において、補助事業・単独事業に区分する。※・社会福祉費(補助)は「住民税非課税世帯給付金」等の影響を回避するためH30、R1、R2の三か年で算出。・児童福祉費（補助）は保育無償化による影響を回避するため、H28、H29、H30の三か年で算出する。 |
| 補助費 | × | R3の決算額に直近３年間（H28・H29・R1）の伸び率平均を乗じる。【考え方】・一部事務組合において大規模事業を予定している場合は個別に判断する。・法適用の公営企業会計分は控除し、繰出金として計上する。（H30・R2・R3の除外について）H30は大阪北部地震の関係で、R2・R3は新型コロナウイルス感染症の関係で、数値が相当程度増加している団体があるため除外する。 |
| 普通建設事業費 | × | 直近３年間（R1～R3）の決算額の平均値をR4以降横置きとする。【考え方】・大規模事業は以下のとおり取り扱う。過年度分は平均値計算から控除する。R４以降発生分は推計に加算する。 |
| 災害復旧事業費 | × | 事業費が推計困難であり、見込まない。 |
| 公債費 | × | ■新発債シミュレーションにおける歳入の地方債に対して20年定時償還(元利均等)と仮定して各年度に計上する。利率はR4.7月の財政融資資金貸付金利による。■既発債各団体の公債管理台帳から導かれる各年度の償還額を反映する。ただし、臨財債償還基金費（R3）を基金に積み立てた団体は、それ見合いの臨財債の公債費を控除する。なお、積立先が財調基金の団体については、償還基金費見合いを財調残高（※）から控除する。※R3決算剰余金として積立てた団体は、R4「繰越金」から控除する |
| 積立金 | × | シミュレーションに基づく収支差額の1/2を計上する（前年度が黒字の場合）。 |
| 投資及び出資金貸付金 | × | 直近３年間（R1～R3）の決算額の平均値をR4以降横置きとする。 |
| 繰出金 | ○（一部） | ■国保特会への繰出R3決算額に基づく1人あたり費用に75歳未満の推計人口を乗じて各年度算出する。【考え方】R3決算額を厚労省「医療給付実態調査」に基づき、0～39才、40才～64才、65才～の３区分で按分する。■後期高齢特会への繰出R3決算額に基づく1人あたり費用に75歳以上の推計人口を乗じて各年度算出する。■介護特会への繰出R3決算額をベースに、府が作成した府内全体の介護給付費総額の推計値の変動率を乗じて各年度算出する。■企業会計(水道・下水・病院)への繰出直近３年間（R1～R3）の決算額の平均値をR4以降横置きとする。ただし、経営戦略上の推計値を使用する（期間後は期間内平均値を横置きとする）ことも可能とする。【考え方】法適用の公営企業会計への繰出しも、補助費等ではなく繰出金として計上する。 |